

司法試験法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○司法試験法施行規則（平成十七年法務省第八十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法務省令で定める試験科目）</p> <p>第一条（略）</p> <p>（試験科目の範囲）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 法第五条第五項の規定に基づき法務省令により定める範囲は、短答式による筆記試験の商法及び論文式による筆記試験の商法について、商法第三編海商に関する部分を除いた部分とする。</p> <p>（出願手続）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 司法試験予備試験（以下「予備試験」という。）を受けようとする者は、司法試験委員会が定めるところにより、受験願書にその者の写真を添付し、司法試験委員会が定める出願期間内に、司法試験委員会に提出</p>	<p>（法務省令で定める試験科目）</p> <p>第一条（同上）</p> <p>（試験科目の範囲）</p> <p>第二条（同上）</p> <p>（新設）</p> <p>（出願手続）</p> <p>第三条（同上）</p> <p>（新設）</p>

しなければならない。

- 3| 第一項の規定により司法試験委員会が定める出願期間の終期（当該司法試験を行う日が属する年の三月三十一日前である場合に限る。）において当該出願期間の終期後最初の三月三十一日（以下「基準日」という。）までに法科大学院の課程を修了する見込みである者が同項の規定により受験願書を提出しようとするときは、同項ただし書に定める場合を除き、受験資格を有することを証する書面に代えて、基準日までに当該法科大学院の課程を修了する見込みであることを証する書面を添付した上、基準日以降の司法試験委員会が定める期日までに、受験資格を有することを証する書面を司法試験委員会に提出しなければならない。
 - 4| 第一項の受験願書には、法第三条第二項第四号の規定により選択する科目を記載しなければならない。
 - 5| 司法試験委員会は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により受験願書を提出した者に係る本人確認情報（同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。）を利用することができないときは、当該受験願書を提出した者に住民票の写しを提出させることができる。
 - 6| 郵便によって出願用紙の交付を受けようとする者は、司法試験委員会が定めるところにより、その送付先を明記した封筒に、法第七条の規定による公告において指定された額の郵便切手をはり付けて、司法試験委
- 2| 前項の規定により司法試験委員会が定める出願期間の終期（当該司法試験を行う日が属する年の三月三十一日前である場合に限る。）において当該出願期間の終期後最初の三月三十一日（以下「基準日」という。）までに法科大学院の課程を修了する見込みである者が同項の規定により受験願書を提出しようとするときは、同項ただし書に定める場合を除き、受験資格を有することを証する書面に代えて、基準日までに当該法科大学院の課程を修了する見込みであることを証する書面を添付した上、基準日以降の司法試験委員会が定める期日までに、受験資格を有することを証する書面を司法試験委員会に提出しなければならない。
 - 3| 第一項の受験願書には、法第三条第二項第四号の規定により選択する科目を記載しなければならない。
 - 4| 司法試験委員会は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により受験願書を提出した者に係る本人確認情報（同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。）を利用することができないときは、当該受験願書を提出した者に住民票の写しを提出させることができる。
 - 5| 郵便によって出願用紙の交付を受けようとする者は、司法試験委員会が定めるところにより、その送付先を明記した封筒に、法第七条の規定による公告において指定された額の郵便切手をはり付けて、司法試験委

員会に提出しなければならない。

(受験手数料の納付方法)

第四条 法第十一条第一項に規定する受験手数料は、前条第一項又は第二項の受験願書に収入印紙をはって納付しなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合においては、当該提出により得られた納付情報により、現金をもってするものとする。

(受験者が守るべき事項等)

第五条 (略)

2| 予備試験の受験者は、予備試験の実施に関し、司法試験委員会の指示に従わなければならない。

3| 司法試験又は予備試験の受験者は、いずれかの科目について、当該科目の試験が開始されるまでに指定された試験室に入室せず、又は当該科目の試験の開始から終了までの間において司法試験委員会の指示に反して当該試験室から退室したときは、当該科目の試験及びその余の科目の試験を受けることができない。

員会に提出しなければならない。

(受験手数料の納付方法)

第四条 法第十一条第一項に規定する受験手数料は、前条第一項の受験願書に収入印紙をはって納付しなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合においては、当該提出により得られた納付情報により、現金をもってするものとする。

(受験者が守るべき事項等)

第五条 (同上)

(新設)

2| 司法試験の受験者は、いずれかの科目について、当該科目の試験が開始されるまでに指定された試験室に入室せず、又は当該科目の試験の開始から終了までの間において司法試験委員会の指示に反して当該試験室から退室したときは、当該科目の試験及びその余の科目の試験を受けることができない。

<p>(合格者の公告)</p> <p>第六条 司法試験委員会の委員長は、司法試験に合格した者の氏名を官報で公告するものとする。</p> <p>2 司法試験委員会の委員長は、予備試験に合格した者の氏名を官報で公告するものとする。予備試験の短答式及び論文式による試験の合格者の受験番号についても、同様とする。</p>	<p>(合格者の公告)</p> <p>第六条 司法試験委員会の委員長は、司法試験に合格した者の氏名を官報で公告するものとする。</p> <p>(新設)</p>
--	---

○法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十五年法務省令第十一号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第一（第三条関係）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 司法試験法施行規則（平成十七年法務省令第八十四号）第三条第一項若しくは第二項の規定による出願（同条第三項に規定する者に係るものを除く。）又は旧司法試験の受験手続及び運営に関する規則（平成十五年法務省令第七十七号）第一条の規定による旧司法試験の第二次試験の出願</p> <p>三〇十五 （略）</p>	<p>別表第一（第三条関係）</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 司法試験法施行規則（平成十七年法務省令第八十四号）第三条第一項の規定による出願（同条第二項に規定する者に係るものを除く。）又は旧司法試験の受験手続及び運営に関する規則（平成十五年法務省令第七十七号）第一条の規定による旧司法試験の第二次試験の出願</p> <p>三〇十五 （同上）</p>